

法律問題を  
わかりやすく

紙芝居で学ぶ!



# 民法大改正の重要項目

どこが変わった?

120年ぶりの  
大改正

## 1. 総論

120年ぶりの大改正、  
民法の中の債権法が大きく改正されました。  
まずは我々の生活・ビジネスに関わる  
重要ポイントから優先的におさえましょう!

## 2. 消滅時効に関する見直し

時効の期間が変更になりました。  
従前では時効になっていなかった権利が、  
改正法では時効になってしまうリスクにご注意を!

## 3. 保証に関する見直し

保証契約が有効になるための条件が変更になりました。  
従前では有効であった保証契約が、  
改正法では無効になってしまうリスクにご注意を!

## 4. 債権譲渡に関する見直し

改正法により、債権譲渡が行われやすくなりました。  
金融への活用が期待されます。  
改正点を抑えて有効活用しましょう!

## 5. 約款(定型約款)に関する見直し

日常生活でも多く使われている約款、  
実は、従前まで、明確な規定がありませんでした。  
それが今回の改正で定型約款という名称で、  
法律上明記されることになりました。

※個別相談は先着順で承ります。

希望者が多数の場合には、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

変更点

問題点

解決方法

費用

解決済み

1896年の制定以来、約120年ぶりに改正となる民法が2020年4月1日に施行されました。公表されている改正法の条文を読むだけでは、業務にどのような影響があるのか、どのような準備が要求されるのかまでをイメージすることは難しいと思います。本セミナーでは、膨大な改正項目の中でも、特に対応が必要となってくる項目に絞り、解説致します。

**参加料無料 定員15名(先着順)**

定員を超えた場合のみご連絡します

日時 **10月8日(木)**  
14:00 ~ 16:00

会場 **中野地域職業訓練センター**  
中野市大字中 1457-1 ☎0269-23-3005



講師

**藤堂 武久 氏**

青葉法律事務所 弁護士  
中小企業診断士  
メンタルケア心理士

明治大学法科大学院法務研究科法務専攻修了。弁護士として、主に労働問題(不当解雇問題、残業代請求問題、パワハラ問題、労災問題等)について示談交渉や裁判を担当するなかで、トラブルが起きてから解決するよりも、起きる前に予防すべきと考え、中小企業診断士として、講演活動や経営コンサルティングにも取り組み、リスクを減らして付加価値を高める会社作りの普及を目指して活動中。法律の世界では、法律を知らなかっただけで損をしたり、ひどい目に遭ってしまったということが多くあるため、そのようなことになってしまう人をなくしたい想いで、積極的に活動を行っている。

会社名				受講者氏名			
会社住所							
業種	製造	建設	卸売		小売	サービス	その他
TEL		従業員数			人		

FAXでのお申し込みは、切り取らずに送信してください

※ご記入頂いた情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

問合せ  
申込み

電話・FAX・問合せフォームから  
お申し込みください

信州中野商工会議所 中小企業相談所

FAX:0269-26-7007 TEL:0269-22-2191

